

いじめの防止等のための基本的な方針



平成28年4月

浜松市立城西小学校

浜松市立城西小学校いじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 基本的な考え方

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 基本方針の策定
- 2 組織の設置
- 3 いじめの防止等のための対策
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめの早期対応
 - (4) 地域や家庭との連携
 - (5) 関係機関等との連携

第3 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 調査の趣旨及び調査主体
 - (3) 調査を行うための組織
 - (4) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (5) 調査結果の提供及び報告
 - (6) 相談体制の整備
 - (7) 報道への対応
- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査を行う機関の設置
 - (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

はじめに

本校は、完全複式学級編制の極小規模校です。地域は、山間地の豊かな自然や伝統文化にあふれ、住民も素朴で心優しい方々が多くいらっしゃいます。そのような中で育っている子供たちも、素直で人なつこく、優しい心をもった子が多いと感じますが、だからと言って、いじめ問題の心配がないなどとは絶対に言えません。

少人数であるがゆえの、狭く限られた人間関係の中で、ともするとどこにも行き場がなくて困窮し、悩んでしまう子が出てくる可能性も十分あります。また、山間地であっても、情報化が過度に進行しつつある現状は都市部となんら変わらず、ネット社会の病理に蝕まれていじめ問題が深刻化する危険性は、決して侮れません。

私たちは改めて、「いじめはどの子にも、どこにでも起こりうる」ということを強く認識し、日頃からいじめ防止の対策に取り組む心構えをしっかりと持たなければなりません。

いじめは、どのような理由でも決して許されない。人としての誇りや尊厳を踏みにじる卑劣な行為によって、尊い命が失われる事態さえも発生する可能性があります。いじめを受けた児童を最後まで守り抜き、いじめを行っている子供にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導することが必要です。

私たち教職員は、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子にも、どこにでも起こりうる」という意識を強くもち、保護者や地域住民との協力のもと、責任ある取組をしていかなければなりません。

また、子供たち自らにも、互いを認め合い、よりよい人間関係を築き、いじめのない環境を作り出す推進者であることを自覚させていかなければなりません。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、国および浜松市の基本的な方針を基にして、「城西小学校いじめ防止等のための基本的な方針」を策定します。

平成28年4月
浜松市立城西小学校
校長 守下 武志

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条）をいいます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団から無視をされる。
- 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた子供の立場に立つことが必要です。また、いじめには多様な表れがあることに留意して、いじめに該当するかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子や周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。

2 いじめの理解

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子

供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失う等、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかったり閉鎖的だったりする問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

3 基本的な考え方

「児童等は、いじめを行ってはならない。」（法第4条）

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこにでも起こりうることを踏まえ、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きたとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついています。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その解消は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子供を育成し、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめに向かわない子供を育てていきます。学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応します。学校や家庭、地域等が連携し、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいきます。

第2 城西小のいじめの防止等のための対策

学校は、教育委員会との適切な連携のもと、実情に応じた対策を推進します。

1 基本方針の策定

- 学校は、国、市のいじめ防止基本方針等を参考にして、学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めます。
- 学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては、PTA、地域の関係団体等に意見を求める等、実効性のある方針になるよう努めます。
- 学校いじめ基本方針策定後は、ホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、必要に応じて基本方針を見直します。

2 組織の設置

「いじめ防止」は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。
「居場所づくり」や「絆づくり」をベースに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に児童が、様々なストレスをもたらす要因があっても、いたずらにストレスにとらわれることは減っていきます。そして、互いに認め合える人間関係・学校・風土を児童自らが作り出していくことができます。

いじめは決して許さないという共通認識に立ち、全職員で児童を見守っていくために、いじめ対策コーディネーターを中心として、いじめの予兆や悩みを持った児童を見逃さない仕組みを作り、問題解決のための組織作りとともに、相談活動がしやすい環境作りや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

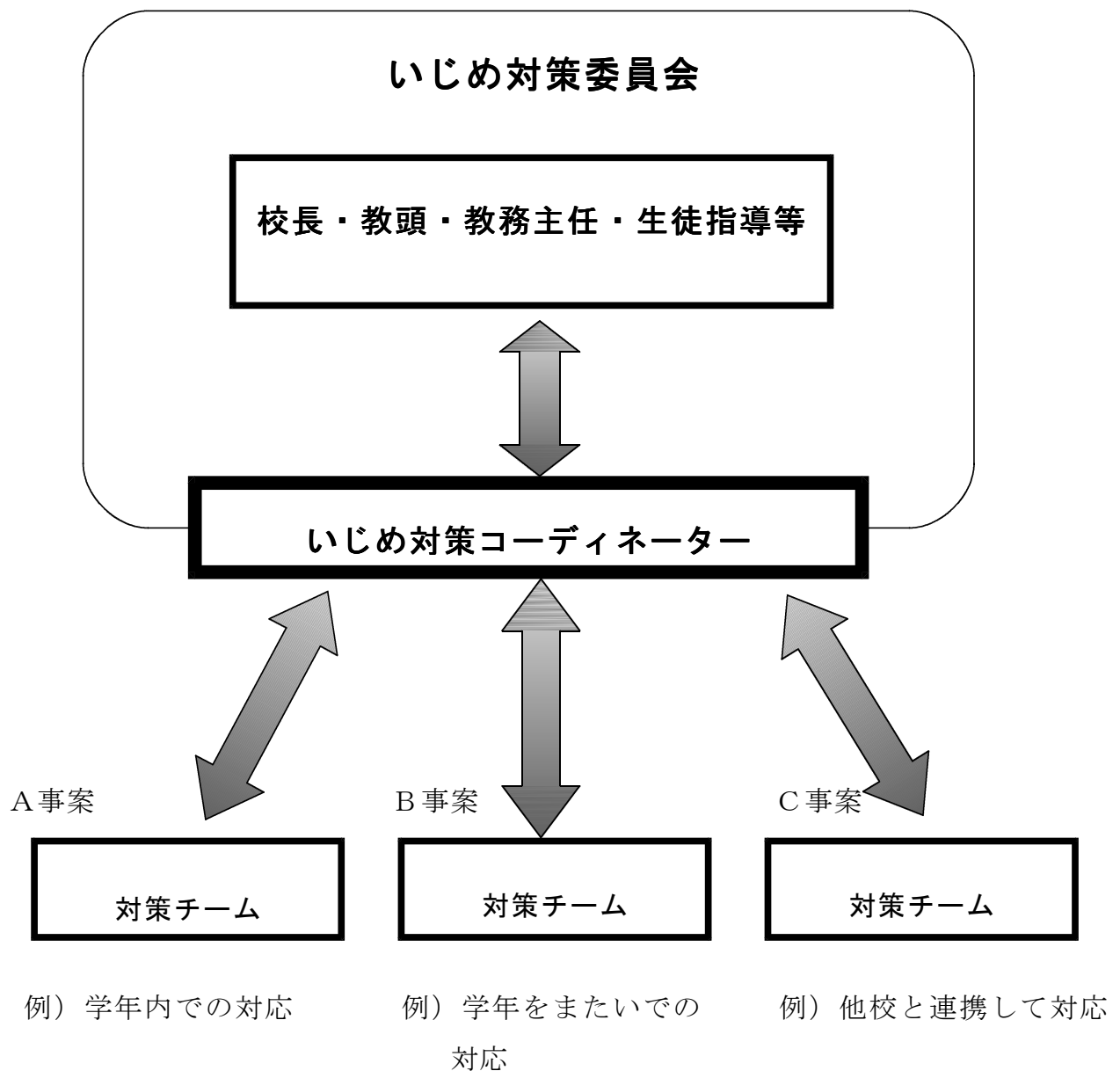
いじめ対策委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー等で組織し、以下のことを行います。

- 学校全体のいじめの実態把握をし、情報交換をし、対応方針を打ち出す。
・ 月1回に職員会議で、いじめにつながる表れがないか確認する。

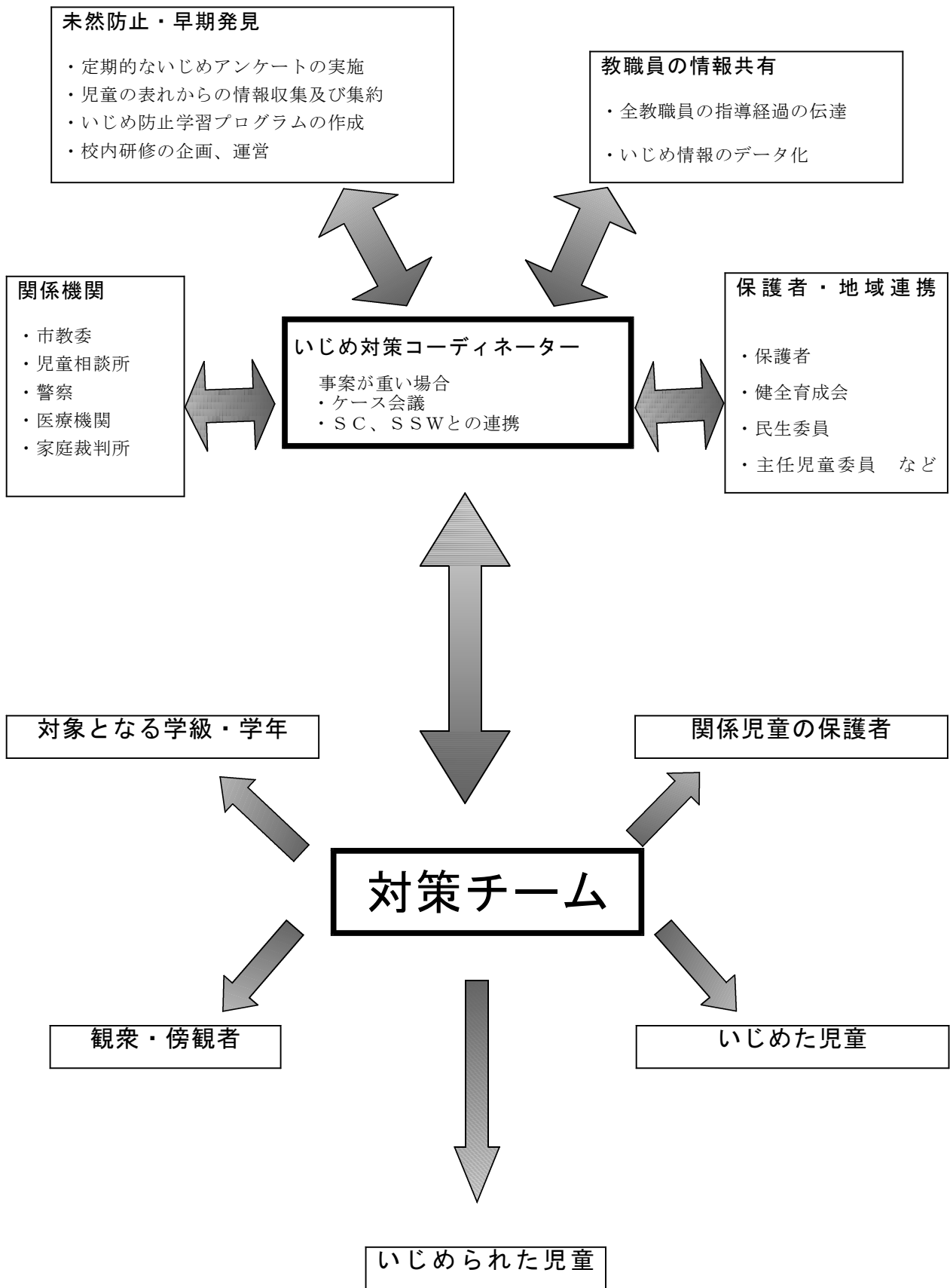
※ 平成28年3月の見直して追加

- いじめ対策委員会と対策チームの連携を行う。

「いじめ対策委員会」と「対策チーム」の関わりイメージ図



いじめ対策コーディネーター、対策チームの連携・対応のイメージ図



3 いじめの防止等のための対策

学校では、教育委員会が作成した「いじめについて理解を深める いじめ対応の手引き」に基づき、全教職員でいじめ防止のための対策に取り組みます。

(1) いじめの未然防止

子供は、家庭や様々な集団の中で、人との共感的な関わりを通して自他理解を深め、よりよい人間関係を築いていきます。この過程において、一人一人がかけがえのない存在であるという自尊感情をはぐくみ、あわせて規範意識や人権意識を高め、健やかでたくましい心を養うことが、いじめのない社会づくりにつながります。

すこやかでたくましい心を育むためには、家庭、学校、地域が連携することが大切です。子供が様々な体験を積み重ね、社会の一員として自立していくために、次のことに取り組みます。

ア 中学校区人づくり教育推進事業

中学校区内にある学校等が、家庭・地域と一体となって、「心の耕し」を軸とした教育活動を推進します。

イ 道徳教育等の推進

すべての子供が思いやりの心をもつことでいじめが起こらないように、発達段階に即したマナー読本「はままつマナー」を活用した道徳教育を推進します。

ウ 子供の主体的活動の場の設定

学級活動や児童会・生徒会活動等、子供が主体的にいじめについて考え、活動する機会を設けます。

エ 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。

オ 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討等の研修を計画的に行います。人間関係プログラムを取り入れた集団づくりに取り組んだり、人権意識を高めたりする研修をすすめます。また、情報モラル教育の理解を深め、実践していきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるとの観点から、家庭、学校、地域が一体となって、子供を見守る体制を整えることが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からもでてきます。深刻な事態を招かないためにも、周りの大人が常に子供に寄

り添い、子供たちのわずかな変化を見逃さず、いじめを確認するために、以下のことを実践します。

ア 子供の実態把握

子供との信頼関係を深める日常的な取組を軸とし、定期的なアンケート調査等を行います。また、家庭や地域等と連携し、実態把握に努めます。

イ 相談体制の整備

- 心理、福祉に関する専門家の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。
- いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の立場を守ります。

(3) いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、深刻な事態を招かないように、家庭、学校、地域が状況に応じて連携し、速やかに組織的な体制で対応します。

いじめを受けた子供への支援、いじめた子供や周囲の子供への指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な対応方針や支援・指導計画を立てます。「何よりも、子供の健やかな成長」を願って支援・指導します。

ア 学校のいじめに対する措置

- いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行い、いじめが確認された場合には、教育委員会に報告します。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には安心できる場を確保し、いじめをやめさせ、再発防止に努めます。なお、いじめの防止等の対策のための組織が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察署と連携してこれに対処します。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求めます。

イ 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、子供がいじめを行っている場合であって教育上必要がある

と認めるときは、子供の規範意識や道徳心を培うために、子供に対して訓戒や叱責などを加えることができます。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について地域、家庭と連携し対策を推進することが必要です。

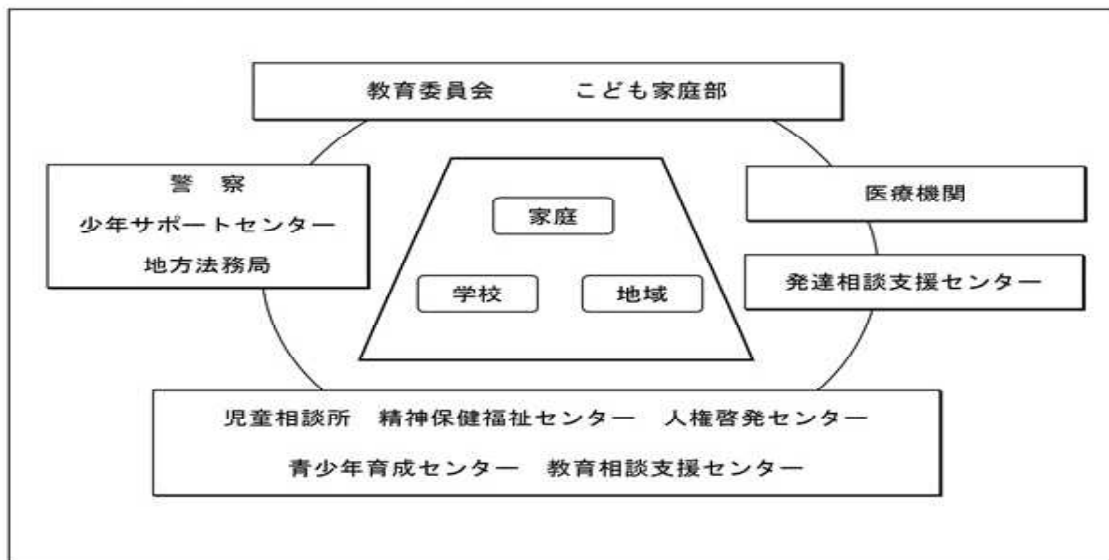
また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、過程が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力に加え、関係機関と適切に連携します。

- 日ごろから、学校と警察や児童相談所等の関係機関との連絡を取り合い、情報共有体制を構築します。
- 必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携して、教育相談等を行います。
- 学校以外の相談窓口として、教育相談支援センター、人権啓発センターや法務局等について、子供や保護者等へ周知します。

家庭・学校・地域と連携する関係機関



第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合を言います。

- いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 子供が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめが原因で子供が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間連続して欠席しているとき。
 - ・ 子供や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態と思われる事案が発生した場合には、学校は重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で、学校は直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。なお、報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体を決定し、調査組織を設けます。

教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施し、客観的な事実関係を明らかにします。教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行います。

(3) 調査を行うための組織

学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。教育委員会が調査を行う際には、学校に設置されているいじめの防止等の対策のため組織を招集し、連携を図ります。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、だれが関わり、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

ア いじめを受けた子供からの聴き取りが可能な場合の調査

いじめを受けた子供からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子供から十分に聴き取るとともに、在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うこと等が考えられます。この際、いじめを受けた子供を守ることを最優先とした調査を実施します。これらの調査に当たっては、「いじめについて理解を深めるいじめ対応の手引き」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会が積極的に指導・支援したり、関係機関と適切に連携したりして対応します。

イ いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合の調査

子供の入院や死亡等、いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合は、学校及び教育委員会は、当該子供の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議した上で、着手していきます。調査方法としては、在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

(5) 調査結果の提供及び報告

ア いじめに関わった子供及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった子供やその保護者に対して説明します。

これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、子供のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

(6) 相談体制の整備

教育委員会は、在籍する子供及びその保護者並びに教職員が、いじめに係る

相談を行うことができる体制を整備します。

(7) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。

また、自殺については、亡くなった児童等の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にし、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）を求めています。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査を行います。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめに関わった子供及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を報告します。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により浜松市いじめ問題再調査委員会（仮称）を設置します。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命します。その際、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門等の専門的な知識及び経験を有する者とします。

なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を保つよう努めます。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告します。

市長、教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を行います。

必要な措置としましては、教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処

又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の追加配置等の支援が考えられます。

市長事務部局は、いじめ防止等のための対策を推進するために、必要な財政上の措置並びに青少年健全育成の観点に基づく措置が考えられます。